久喜市情報化推進計画

平成25年3月



一目次一

第	1 章	章 情報化推進計画の基本的な考え方	1
	1	計画策定の背景、目的	1
	2	計画の位置付け	1
	3	計画期間	1
第	2 章	章 本市を取り巻く情報化の動向	3
	1	国における情報化政策の動向	3
	2	埼玉県における情報化政策の動向	4
	3	地域情報プラットフォームの推奨	4
第	3 章	章 電子市役所を推進するための施策	6
	1	本計画において推進すべき項目	6
	2	施策の体系	7
	3	施策概要	9
		(1) 市民サービスの向上	9
		(2) 行政運営の効率化1	7
		(3)情報セキュリティ対策の推進2	1

第1章 情報化推進計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景、目的

今日の社会において情報通信技術(以下「ICT¹」という。)の進展は目覚しく、インターネット、携帯電話、地上デジタル放送網やブロードバンド²(高速大容量通信網)等の普及により、市民が利用するICT環境の整備は着実に進んでおり、ICTの活用は、広く市民生活や企業活動に浸透し、社会基盤の一翼を担っています。

このような状況のもと、平成22年3月23日に久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷲宮町の1市3町が合併して新たな「久喜市」が誕生しました。合併後は、旧久喜市情報化計画(改訂版)を踏まえ、ICTを活用した市民サービスの向上や行政運営の効率化・高度化を図るため、事務・事業の改革・改善に繋がる情報化に関する事業を展開してきました。

今後も、更なる情報化を進めていく必要があり、多様化する市民ニーズの動向、 国の行政情報化の推進に関する施策及び埼玉県の施策の動向、社会情勢の変化、技 術革新等を踏まえ、ICTを活用した情報システム全体の最適化に取り組み、電子 市役所を実現・推進するため、「久喜市情報化推進計画」(以下「本計画」という。) を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、「久喜市総合振興計画」及び「久喜市行政改革大綱」の具現化を図るため、総合振興計画の部門別計画として、情報化推進に関する本市の最上位の計画と位置付け、情報化に関する指針を定めるものとします。

3 計画期間

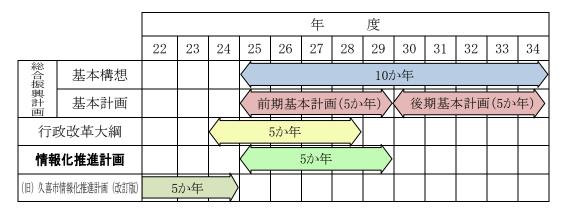
本計画の期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。

なお、本計画策定後においても本市を取り巻く社会情勢の変化や情報化に関する技術の進展等に適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを図ることとします。

¹ I C T (Information and Communication Technology): コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表す語。情報通信技術のこと。

²ブロードバンド:電波や電気信号、光信号などの周波数の帯域幅が広いこと。また、それを利用した高速・大容量のデータ通信が可能な回線のこと。

【総合振興計画、久喜市行政改革大綱と久喜市情報化推進計画の計画期間】



第2章 本市を取り巻く情報化の動向

1 国における情報化政策の動向

国では、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に 推進することを目的とした「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」(IT基本 法)を平成13年1月に施行し、同法に基づき「高度情報通信ネットワーク社会推 進戦略本部」(IT戦略本部)を設置しました。

この I T戦略本部では、「我が国が 5 年以内に世界最先端の I T国家になること」を目指した「e-Japan戦略」を平成 1 3 年 1 月に策定し、ネットワークインフラの整備に重点的に取り組んできました。

以降、平成15年7月には新たな国家戦略となる「e-Japan戦略Ⅱ」、平成18年 1月に「IT新改革戦略」、平成21年7月に2015年に向けた新たな中長期戦略 として「i-Japan戦略2015」を策定し、施策を推進してきました。

現在は、平成22年5月に策定された「新たな情報通信技術戦略」のもと、新たな国民主権の社会を確立するための施策を推進しており、重点戦略である3つの柱として「国民本位の電子行政の実現」「地域の絆の再生」「新市場の創出と国際展開」を掲げています。

また、地方公共団体に対しては、平成12年8月に「IT革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針」が国から示され、平成13年10月に「電子政府・電子自治体推進プログラム」、平成15年8月に「電子自治体推進指針」、平成19年3月に「新電子自治体推進指針」が策定され、各戦略に基づく指針として、電子自治体の実現に向けた施策を推進しています。

さらに、平成22年5月には、先の「新たな情報通信技術戦略」において、「全国 共通の電子行政サービスの実現」が掲げられ、クラウドコンピューティング³技術を 活用した地方自治体における情報システムの統合・集約化や、行政手続に係る電子 的フォーマットの全国的な共通化、地方自治体相互間における標準仕様を活用し たバックオフィス連携と業務プロセスの改革等を推進することとされています。

この間の電子自治体の実現に向けた具体的な取り組みは、全国的なネットワーク 基盤として、総合行政ネットワーク⁴や住民基本台帳ネットワークが整備され、この ネットワークを利用する公的個人認証サービス、組織認証基盤も整備されました。

³ **クラウドコンピューティング (cloud computing)**:ネットワーク上に存在するコンピュータ及びアプリケーション等が提供するサービスを、機器やソフトウェアの実態を意識することなく利用できるようにしたコンピュータシステムの利用形態。

⁴ **総合行政ネットワーク**:地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワーク。府省間ネットワークである霞が関 WAN との相互接続により、国の機関との情報交換を行っている。呼称はLGWAN (エルジーワン)。

2 埼玉県における情報化政策の動向

埼玉県の情報化は、平成10年1月に「埼玉県情報化長期戦略」を、翌平成11年3月に「埼玉県情報化推進計画」を策定し、計画的な情報化の推進を図ってきました。

その後も、平成12年10月に「埼玉県情報技術(IT)活用総合対策」を定め、 平成13年3月には「埼玉県電子県庁構築基本方針」を定めました。

こうした基本方針を踏まえ、平成13年10月に「I T推進アクション・プラン」、 平成17年3月に「新I T推進アクション・プラン」、平成20年3月に「第3次埼玉県I T推進アクション・プラン」を策定しました。

現在は、平成23年度から平成25年度までを計画期間として3年間のIT政策の基本的方向を示す「第4次埼玉県IT推進アクション・プラン」を平成23年3月に策定し、各施策に取り組んでいます。

「第4次埼玉県IT推進アクション・プラン」は、「ITの利活用による豊かで元気な県民生活の実現」を目標とし、ITを「県民の視点に立った政策実現のためのツール」と位置づけ、「利便性の向上」、「安心・安全の確保」、「行政効率化の推進」を柱として施策を推進しています。

3 地域情報プラットフォームの推奨

「一般財団法人全国地域情報化推進協会(略称:APPLIC(アプリック)以下「APPLIC」という。)」は、地方公共団体の抱える多様化する住民ニーズへの対応・コストの削減・地域のIT産業の活性化を通じた産業振興といった課題を解決するために、これまでの様々な組織間の縦割り的システム構築から一歩進んだ業務システムの容易な連携や情報の共有化を行うための仕組みが有効であり、次の事項を行い、業務システムが利用できる共通基盤として整備することが必要としています。

- ・業務の標準化(機能とサービス範囲、業務間インターフェース5の明確化)
- ・システムのスリム化(業務の標準化に合わせたシステムの整備)
- ・システムごとの共通機能の抽出(認証、決済機能との連携等)
- ・必要となるワンストップサービス6や共有化される情報の抽出
- ・ワンストップサービスや共有化される情報で使用されるデータの標準化
- この共通基盤を「地域情報プラットフォーム」(以下、「地域情報PF」という。)と

⁵ **インターフェース**:連携するシステムの間に立ち、互いの情報のやり取りを実現するための規格。

⁶ **ワンストップサービス**:申請者が一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計されたサービス。

呼び、APPLICがその普及促進を図っており、多くの団体や企業がその仕様策定に関わっています。

また、総務省では、各地域の地方公共団体・公共的事業者などが個別に管理している情報データを標準化し、住民にとって非常に利便性の高い窓口のワンストップサービス化を図るため、この「地域情報 PF」に準拠することを推奨し、地方公共団体における情報システムの見直しを求めています。

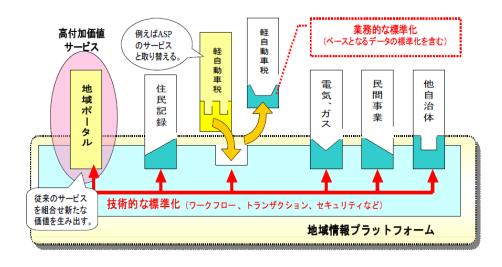


図 地域情報プラットフォームのイメージ

(出典:地域情報プラットフォーム基本説明書)

第3章 電子市役所を推進するための施策

1 本計画において推進すべき項目

本計画の上位計画である「久喜市総合振興計画」や平成24年3月に策定した「久喜市行政改革大綱」に掲げている情報化に関する項目は、以下のとおりであり、本計画においては、これらを踏まえて取り組む必要があります。

【久喜市総合振興計画(前期基本計画)のうち、広報・広聴活動の充実、学校施設・ 設備の整備・充実、電子市役所の推進、窓口サービスの向上において掲げている情 報化に関する項目】

- ① ホームページの充実
- ② 情報セキュリティの確保
- ③ 情報化推進計画の推進
- ④ 行政の簡素化・効率化
- ⑤ 情報セキュリティ対策の強化
- ⑥ 総合窓口エリア (ワンストップサービス) の充実

【久喜市行政改革大綱のうち、市民ニーズに対応した行政サービスの向上、柔軟に対応できる成果重視の行政運営、事務事業の選択と集中において掲げている情報化に関する項目】

- ① 総合窓口の充実
- ② 証明書交付方法の拡充
- ③ 市税等のペイジー7及びクレジットカードによる収納の検討
- ④ 市政情報の積極的な発信
- ⑤ ホームページの充実
- ⑥ 議会本会議のインターネット配信の導入
- ⑦ 電子入札の拡充
- ⑧ 情報システム再構築計画の見直し
- ⑨ 住民情報システムの改修
- ⑩ 統合型GIS®の導入の検討
- ① 電子決裁9の導入の検討

⁷ ペイジー (Pay-easy):日本マルチペイメントネットワーク運営機構が提供する電子決済サービス。税金や公共料金、インターネットショッピングの購入代金等をパソコンや携帯電話、ATM から支払うことができる。

⁸ 統合型GIS (Geographic Information System): 地方公共団体が利用する地図等の地理 空間データのうち、複数の部局が利用できるデータを各部局が共有できる形で整備し、利用していく庁内横断的なシステムのこと。

⁹**電子決裁:**書類や起案文書などの決裁を電子化し、パソコン上で事務処理を行うようにすること。

2 施策の体系

電子市役所を推進するための施策として、次の3つに体系化し、推進していきます。

- (1) 市民サービスの向上
 - ① 電子申請・届出等システムの推進
 - ② 公共施設予約システムの推進
 - ③ 住民基本台帳カード10の多目的利用の検討
 - ※ 久喜市行政改革大綱における以下の内容を含む
 - ・証明書交付方法の拡充
- ④ 総合窓口(ワンストップサービス)の充実
- ⑤ 公金納付方法の多様化への検討
 - ※ 久喜市行政改革大綱における以下の内容を含む
 - ・市税等のペイジー及びクレジットカードによる収納の検討
- ⑥ 地方税ポータルシステム11の推進
- (7) 行政情報の積極的な提供
 - ※ 久喜市総合振興計画及び久喜市行政改革大綱における以下の内容を含む
 - 市政情報の積極的な発信
 - ホームページの充実
 - ・議会本会議のインターネット配信の推進
- 8 業務継続計画 (BCP) ¹²の運用検討
- 9 自家発電設備等の検討
- (2) 行政運営の効率化
 - ① 総合行政ネットワークの活用
 - ② 統合型GISの導入検討

¹⁰**住民基本台帳カード**:市区町村で交付される高度なセキュリティ機能を備えた IC カード。電子政府・電子自治体の基盤として、各種行政手続について、パソコン・インターネットを通じた電子申請を可能とするもの。

¹¹ **地方税ポータルシステム**: 地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に 行うシステムのこと。地方公共団体で組織する「一般社団法人地方税電子化協議会」が運営している。呼称は eLTAX (エルタックス)。

¹² **業務継続計画 (BCP、Business continuity plan)**: 災害・事故を受けても、重要業務をなるべく中断させず、中断してもできるだけ早急に復旧させるための計画のこと。

- ③ 情報システムの最適化
 - ※ 久喜市総合振興計画及び久喜市行政改革大綱における以下の内容を含む
 - ・行政の簡素化・効率化の推進
 - ・情報システム再構築計画の見直し
 - ・ 住民情報システムの改修
- ④ 職員ポータルサイト13の構築
- ⑤ 電子入札の拡充
- ⑥ 電子決裁の導入検討
- (3) 情報セキュリティ対策の推進
- ① 情報セキュリティ対策の充実
- ② 教育機関のセキュリティ対策の推進
- ③ ASP¹⁴・SaaS¹⁵・iDC¹⁶・自治体クラウド¹⁷等の検討

¹³ ポータルサイト (portal site): ポータルとは玄関のことであり、インターネットに接続したとき最初に表示されるサイトの意味。当計画の職員ポータルサイトとは、職員が一つの画面から各種住民情報サービスの他、全ての行政事務が行えるシステムのこと。

¹⁴ ASP (Application Service Provider): アプリケーション・サービス・プロバイダーの略。 申請・届出等手続きに関するシステムなどの各種サービスをインターネットを通じて顧客 に提供する事業者のこと。情報システムの導入・運用コストを削減することができる。

¹⁵ **SaaS**: Software as a Service の略。ネットワークを通じてアプリケーションソフトの機能を顧客に提供する仕組みのこと。

¹⁶ iDC (internet Data Center): インターネット・データ・センターの略。顧客のサーバを預かり、インターネットへの接続回線の提供や保守・運用サービスなどを行う施設。耐震性に優れたビルに高速な通信回線を引き込み、自家発電設備や高度な空調設備を備え、IDカードや生態認証による入退室管理やカメラによる 24 時間監視などでセキュリティを確保している。

¹⁷ **自治体クラウド:** 近年様々な分野で活用が進んでいるクラウドコンピューティング技術を 電子自治体の基盤構築にも活用して、地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進 めること。

3 施策概要

各施策の実施に当たっては、本市における財政状況や情報化に関する全体経費を 踏まえ、情報化を推進するための費用対効果を検証し、電子市役所を推進します。

各取組内容の表記は、次のとおりです。

【 取組内容の用語 】

検	討	実施項目の内容を検討することを表します。
準	備	実施に向けて準備を行うことを表します。
適時	実施	実施項目の内容を実施する必要がある場合に、可能なものから適時行う(検討の結果、実施しない場合も含む。)ことを表します。
実	施	実施項目の内容に取り組むことを表します。

(1) 市民サービスの向上

本市が提供する行政サービスは、多様化・高度化する市民ニーズや市民満足度を的確に捉えた市民本位のより質の高いサービスが求められています。

それらに応えていくために、日々進展するICTを活用し、利便性の高い窓口サービスへの改善や市民生活に密接した行政サービスの向上に取り組みます。

また、東日本大震災など大規模な災害、事故、事件等(以下、「災害・事故」という。)の教訓を踏まえて、災害・事故の被害を未然に防止又は最小限に抑えるための対策を検討します。

①電子申請・届出等システムの推進

電子申請・届出等システムについては、総合行政ネットワークシステムを推進するため、行政への申請・届出等の窓口の拡張という視点から、埼玉県において 平成16年にシステムが構築されたものです。

本市においては、このシステムを発展させた埼玉県と県内市町村が共同で運営している電子申請・届出サービスに参加し、平成18年10月1日から運用を開始しました。(平成24年11月現在、埼玉県及び54市町が参加)

これにより、24時間365日、インターネットを利用して、自宅や職場から 各種申請や届け出を行うことができるようになり、平成25年1月現在、46手 続き(※次表参照)が利用可能となっています。

しかし、現時点では、電子申請・届出サービスまでの実現であり、手数料の支払手段が原則窓口払いしかないため、手続きによっては、利用者の方に本市窓口までお越しいただかなければならないという状況もあります。

今後も、利用者の利便性向上を図るため、利用者ニーズの把握や利用方法の周知に努めるとともに、利用手続きの拡大等を検討します。

《表 電子申請・届出サービスで申請できる手続き》

No.	手続名	担当課	電子署名
1	住民票の写し請求	市民課(総合窓口)	必要
2	住民票記載事項証明請求	市民課(総合窓口)	必要
3	戸籍の附票の写し請求	市民課(総合窓口)	必要
4	印鑑登録証明書交付申請	市民課(総合窓口)	必要
5	付記転出届	市民課(総合窓口)	必要
6	犬の新規登録・狂犬病予防注射済票交付申請	環境課	不要
7	狂犬病予防注射済票交付申請	環境課	不要
8	狂犬病予防注射済票再交付申請	環境課	不要
9	犬の鑑札の再交付申請	環境課	不要
10	犬の死亡届	環境課	不要
11	犬の登録事項変更申請	環境課	不要
12	妊娠届	中央保健センター	不要
13	住民税課税・所得・非課税証明交付申請	市民税課	必要
14	固定資産評価証明交付申請	資産税課	必要
15	納税証明交付申請	収納課	必要
16	給与支払報告(総括表)	市民税課	必要
17	給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届	市民税課	必要
18	転勤等による特別徴収届	市民税課	必要
19	軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書	市民税課	必要
20	軽自動車税廃車申告書兼標識返納書	市民税課	必要
21	国民健康保険加入・喪失届	市民課(総合窓口)	必要
22	国民健康保険高額療養費支給申請	国民健康保険課	必要
23	療養費支給申請	国民健康保険課	必要
24	退職被保険者該当届	市民課(総合窓口)	必要
25	要介護•要支援更新認定申請	介護福祉課	必要
26	子ども医療費受給資格登録申請	子育て支援課	必要
27	子ども医療費支給申請	子育て支援課	不要
28	ひとり親家庭等医療費支給申請	子育て支援課	不要
29	情報公開請求	公文書館	不要
30	任意的情報公開申出書	公文書館	不要
31	個人情報開示請求	公文書館	必要
32	個人情報訂正等請求	公文書館	必要
33	町名地番(住居表示)変更証明交付申請	市民課(総合窓口)	不要
34	水道中止開始届	水道業務課	不要
35	水道料金納付書等の送付先変更	水道業務課	不要
36	国民健康保険税申告書	国民健康保険課	必要
37	国民健康保険葬祭費支給申請	国民健康保険課	必要
38	国民健康保険出産育児一時金支給申請	国民健康保険課	必要
39	保養施設利用申込	国民健康保険課	必要
40	国民健康保険被保険者証再交付申請	市民課(総合窓口)	必要
41	しみん農園継続利用申請	農業振興課	不要
42	児童手当·特例給付認定請求	子育て支援課	必要
43	児童手当・特例給付現況届	子育て支援課	必要
44	児童手当・特例給付額改定認定請求(増額)	子育て支援課	必要
45	児童手当・特例給付額改定届(減額)	子育て支援課	必要
46	児童手当·特例給付受給事由消滅届	子育て支援課	必要

取組内容		7	スケジュール	V		担当課
以祖 内 谷	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	関係課
電子申請・届出等 システムの運用			実施			管財課 関係各課

※埼玉県及び県内市町村の動向にあわせて、更改する必要があります。

②公共施設予約システムの推進

公共施設予約システムは、市内全域にある公共施設を公平に、かつ、簡単に利用していただくため、平成23年9月から新たな公共施設予約システムを導入し、公共施設予約サービスを提供しています。

公共施設予約サービスは、公共施設の空き状況や案内の確認、利用申し込みについて、事前に利用者登録を行うことで、インターネットが利用できるパソコンや携帯電話、音声案内による電話から予約等を行うことができます。また、市内の公共施設の一部に利用者用KIOSK端末¹⁸を設置し、どなたでも利用できる環境を整えています。

今後は、顧客満足度(CS)調査等により利用者の意見や要望を把握し、システム改修や維持管理に要する費用を考慮の上、利用方法やシステムを改善することで、更なる利用者の利便性向上を図ります。

取組内容		担当課				
以租内 谷	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	関係課
公共施設予約シ ステムの運用			実施			管財課 関係各課
公共施設予約シ ステムの更改			準備	1	€施	管財課 関係各課

③住民基本台帳カードの多目的利用の検討

現在、総務省において、住民基本台帳カードの多目的利用を図る方法として、 当該カードのICチップの中の「独自利用領域」を利用し、コンビニエンススト ア等における証明書等の交付サービス・自動交付機を利用しての住民票の写しや 印鑑登録証明書その他の証明書の交付を受けるサービス、公共施設の空き照会、

18 **KIOSK (キオスク) 端末**:公共施設等に設置される共用端末機のこと。タッチパネルなどを利用し、簡易な操作でのサービス提供を実現する。

予約等を行うサービス、図書館の利用、図書資料の貸出等を行うサービスなどを 含む15項目の多目的利用サービスを例示しています。

地方公共団体の185団体(平成24年4月現在)では、前述のコンビニエンスストア等における証明書等の交付サービスをはじめ、自動交付機による住民票の写し、印鑑登録証明書等の交付を受けるサービスや公共施設の空き照会、予約等を行うサービス又は図書館の利用、図書の貸出等を行うサービスなどにより、住民基本台帳カードの多目的利用を実施しています。

本市では、くき市民カード・市立図書館利用券・総合体育館トレーニング室利用登録証・国民健康保険証・介護保険被保険者証など様々なカードを発行・使用しており、市民の利便性向上のためには、可能な限りカードの一本化を図る必要があると考えています。

しかし、実現するためには、多額の設備投資が必要となることから、費用対効果を踏まえ、住民基本台帳カードの多目的利用導入及び条例・協定関連の調整等を検討します。

取組内容		7		担当課		
以祖 内 谷	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	関係課
証明書交付方法						市民課
の拡充	検討・準備		実施	<u> </u>	\rightarrow	(総合窓口)
O) JIA JU	/]					関係各課

④総合窓口(ワンストップサービス)の充実

本市の総合窓口については、『利用者の方の移動範囲を極力少なくし、証明発行 や各種申請、届け出のために来庁される市民に対して、「できる限り待たせない」、 「迷わせない」、「同じことを求めない」をキーワードに関係課の連携を図りなが ら業務に取り組む仕組み』と定義し、市民課(総合窓口)において対応していま す。

今後、総合窓口の利便性を更に向上、充実させるためには、市民(利用者)と 職員による対話を手助けするための対話型システムの導入について検討します。

取組内容		担当課				
以祖 内 谷	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	関係課
						企画政策課
総合窓口の充実		検	討・実施		\rightarrow	市民課
						(総合窓口)

⑤公金納付方法の多様化への検討

公金の納付は、納付書により取扱金融機関等の窓口で納付する方法や口座振替による納付が一般的でした。しかし、近年のライフスタイルの多様化に対応するため、本市では、コンビニエンスストアにおいて24時間365日納付できる環境(コンビニ納付)を整備し、納付機会の拡充を図っています。現在、コンビニ納付ができる公金は、市税、国民健康保険税や水道料金・下水道使用料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所保育料があります。

一方、情報通信技術の進展により、インターネットを利用し、自宅から料金の 支払いができるようになってきました。

マルチペイメントネットワークが提供する電子決済サービス (ペイジー) は、金融機関が提供するインターネットバンキング・モバイルバンキング・ATMを使って、休日・夜間でもリアルタイムに決済ができ、電気・ガスなどの公共料金をはじめ、国税などの国庫金も納付が可能となっています。地方公共団体では、都府県を含めた57団体(うち市税については31団体)(平成24年11月現在)で利用できる状況にあります。

また、クレジットカードによる決済は、地方税については、平成18年3月に 総務省が地方税法上可能であることを明確にしており、そのほかの公金について も、平成18年6月の地方自治法改正により可能となっています。

新たな公金納付方法の導入に当たっては、多額の設備投資が必要となること、特に、クレジットカードによる決済は、導入した際の取扱手数料が他の納付手段に比べて高額であり、他の納付手段との均衡を保つ必要があるなど課題も多く、費用対効果を踏まえ、調査・研究します。

取組内容		7	スケジュール	V		担当課
以租内 谷	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	関係課
ペイジー及びク					7	J= 44.58
レジットカード		適時実	尾施		収納課 関係各課	
による収納	7					

⑥地方税ポータルシステムの推進

地方税の申告、申請、納税などの手続きについては、全国の地方公共団体が共同で運営する地方税ポータルシステム(eLTAX(エルタックス))があります。これは、自宅や事務所に居ながらにしてインターネットを利用して申告手続きができるシステムです。

本市においては、平成23年12月からサービスを開始し、事前に利用の届出を行うことで、個人市民税(給与支払い報告書の提出など)、法人市民税(各種申告など)、固定資産税(償却資産の申告)に係る電子申告及び電子申請・届出が利用できます。

今後も引き続き、同システムの適正な運用と利用者の拡大に努めます。

取組内容		7	スケジュール	レ		担当課
双祖内台	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	関係課
eLTAX の運用			実施			市民税課 資産税課

⑦行政情報の積極的な提供

行政情報のデータベース(情報の蓄積・公開)という観点から、ホームページは、非常に重要な役割を担っています。

現在、本市のホームページにおいては、久喜市例規集、久喜市議会会議録検索、 公共施設の空き情報の検索などの行政情報を検索できるサービスを提供しており、 様々な市政に関する情報提供についても、積極的に行っているところです。

これらの情報を、市民と共有化することで、市民同士、または市職員との情報 のやりとりが活発化し、市政への理解を深めるとともに行政への参加意識を高め、 市民の意見を市政に反映するきっかけ作りの場となっているものと考えます。

このようなことから、ホームページを公開する際には、引き続きWebアクセシビリティ¹⁹に配慮し、どなたでも行政情報が得られるよう努めます。

平成23年1月からは、事前に登録した市民等に対して防災行政無線の放送内容を電子メールで配信するサービスを開始し、平成24年2月には、久喜市メール配信サービスとして、先の防災行政無線情報に加え、子育て支援情報、安全・安心情報、市政・イベント情報を配信するなど、市政情報の積極的な発信に努めています。また、平成23年12月からは、ツイッター(Twitter)20の持つ情報の拡散性・即時性を活用し、市の情報を広く発信する手段を拡充するため、久喜市公式ツイッターによる情報発信を開始しました。

さらに、議会本会議の模様は、議場での傍聴のほか、議会だより、会議録の閲

¹⁹ Web アクセシビリティ (Web Accessibility): Web ページについての「利用のしやすさ」。 情報やサービス、ソフトウェアなどが、どの程度広汎な人に利用可能であるかを表す語と して使用され、特に、高齢者の方や障がい者の方などにとって、どの程度利用しやすいか という意味で使われることが多い。

²⁰ **ツイッター (Twitter):** 140 文字以内の「ツイート」(tweet) と称される文章を投稿できる情報サービス。ソーシャルネットワークサービス (SNS) の一つ。

覧(ホームページに会議録検索システムを掲載)で知ることができますが、より 多くの市民に市議会の活動状況を提供することにより、開かれた議会を実現し、 議会の活性化を図るため、インターネットによる動画配信を平成25年2月定例 議会から導入し、議会本会議の映像配信を実施しています。

今後も引き続き、市政に関する情報提供を積極的に実施し、情報提供の迅速化 に努めます。

职组力索		担当課				
取組内容	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	関係課
ホームページの 充実			実施			広報広聴課 関係各課
市政情報の発信						
(公式ツイッター・ メール配信サービス)			実施		$\overline{}$	広報広聴課 関係各課
議会本会議の					,	
インターネット			実施			議会総務課
配信の実施						

⑧業務継続計画(BCP)の運用検討

災害・事故によって、平常時に提供している行政サービスが長期間停止した場合、市民生活や経済活動に大きな支障が生じると考えられます。

また、災害・事故の発生時は、たとえ庁舎、職員等に相当な被害が発生しても、 市民の救助・救援、災害応急対応、災害復旧の業務を実施しなければなりません。

このため、災害・事故の発生時においても市の重要業務を実施・継続できるような備えが不可欠であり、このような市の業務の実施・継続には、今日において、 その業務を支える情報システムやネットワーク等の稼働が必要不可欠となっています。

また、情報システムやネットワーク等は、災害・事故の発生後から対策を始めるのでは、稼動できないことはもとより、早期復旧も困難であるという特性があることから、あらかじめ対策を講じる必要があります。

そのため、災害・事故で市の庁舎、職員等に相当の被害を受けても、重要業務をできるだけ中断させず、中断してもできるだけ早急(許容される時間内)に復旧させるために、特にICT部門における業務継続計画(BCP)を策定する動きが広がっており、総務省も平成20年8月に「地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画(BCP)策定に関するガイドライン」を作成するなど、地方公共団体の取組を支援しています。

本市では、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による東日本大震災の教訓を踏まえ、平成24年度から発災直後から時系列的に業務を継続し、早期に復旧させるための対策として「久喜市業務継続計画(BCP)(地震編)」の策定に向けて取り組んでいます。

この業務継続計画(BCP)に基づき、災害・事故の発生に対応するための ICT部門に関する業務継続の具体的方法について検討します。

取組内容		7	スケジュール	レ		担当課	
以祖 内 谷	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	関係課	
BCP の ICT 部門に 関する運用検討		検討	ナ・適時実施	包		管財課 関係各課	

9自家発電設備等の検討

災害・事故、計画停電等により電力供給が停止されると、電力を必要とする情報システムは停止せざるを得ず、行政サービスが著しく低下することにつながります。

先の東日本大震災では、地震や津波による火力発電所の被害や福島第一原子力発電所事故等に起因する原子力発電所の停止などによって電力危機が発生し、電力需要が電力供給能力を上回ることによる大規模停電を避けるために、輪番による計画停電が実施され、本市においても各情報システムの停止を余儀なくされました。

電力供給の停止への対応策としては、情報システムやネットワーク機器、パソコン等を稼働する電力の確保が必要なことから、全庁的に自家発電設備等の整備について検討します。

取組内容		7	スケジュール	レ		担当課	
双租内台	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	関係課	
自家発電設備等 の検討		検討	ナ・適時実施	包		管財課 関係各課	

(2) 行政運営の効率化

厳しい財政状況の中、限られた行財政資源を効果的に活用しながら、市民に行政サービスを提供していく必要があります。

そのため、新しい技術や社会動向等を踏まえた効果的なシステム整備を行うととも に、情報システムの点検、再編を進め、行政内での迅速かつ正確な情報流通の実現や 重複するデータ入力の簡素化などを図り、行政運営の効率化を推進します。

①総合行政ネットワークの活用

総合行政ネットワーク (Local Government Wide Area Network、以下「LGWAN」という。) は、地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークであり、地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、高度情報流通を可能とする通信ネットワークとして、地方公共団体相互のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的に整備されています。

本市においても平成14年から参加し、LGWANと市役所内のLANシステムとの連携を既に行っており、国及び地方公共団体との間の迅速な文書交換や、情報の共有化を行うことで、行政事務の簡素化、迅速化を図っています。

平成23年1月に開始された国税連携(所得税の確定申告データ送信)においても、機密性の高いデータを取り扱うため安全性の確保が必要であるという理由から、通信回線としてLGWANを利用しており、今後も国や地方公共団体等とのデータ連携等における利用拡大が想定されます。

現在、埼玉県内で整備されているLGWAN網は回線速度が低いという問題点があり、今後、LGWAN網を使用して、様々なサービスを提供していく場合、回線速度の向上は必要不可欠と考えます。

今後も、LGWAN-ASP等の活用を検討するなど、総合行政ネットワークシステムの利用を推進します。

取組内容		担当課					
双租内台	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	関係課	
LGWAN の 利用推進		検討・適時実施					

②統合型GISの導入検討

国のe-Japan重点計画では、世界最先端のIT国家となるための具体的施策とスケジュールが明示され、その中で地理情報システム(以下、「GIS」という。)は、「行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進」の一つとして位置付けられています。

その後、平成19年に地理空間情報活用推進基本法が施行され、平成20年4月には、それに基づく地理空間情報活用推進基本計画が策定されました。

この中で、地理空間情報の整備を推進することとされており、本市としても、 GISを有効に活用し、市民サービスの向上を図っていく必要があります。

しかし、GISを利用するには、地図情報を電子化する必要があり、これらの整備に多額の費用が見込まれるため、費用対効果を検証し、段階的に導入するなど、手法も含めて検討する必要があります。

また、APPLIC では、地域情報 PF 上での業務情報と地図との連携を目的に、G I S共通サービス標準仕様を定め、情報の連携を容易にする基盤を活用した事例を提案しています。

本市においては、現在、「地番図」や「航空写真(画像データ)」をデジタルデータ化し、個別型GISである固定資産税務GISを導入しています。

今後、既に電子化している「都市計画図」等のデータやその他の情報を一元化することによるデータの共有及び検索等の事務効率化が期待される統合型GISの導入について検討します。

取組由家		担当課				
取組内容	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	関係課
統合型GISの 検討	検討		適時実	尾施		管財課 関係各課

③情報システムの最適化

電子市役所を推進するためには、各コンピュータシステムの導入に当たり、本市の将来像を見据えながら、既存の業務システムやICT基盤の強化を行うとともに、市民の利便性の向上、経費の削減、業務処理の平準化、合理化を含む業務プロセスの再構築(BPR²¹)が不可欠です。

これらを実現する方策として、本市では、利用者間、業務システム間での情報

²¹ **BPR (Business Process Re-engineering):** 行政業務におけるプロセスを「見える化」し、利用する職員及び行政サービスを受ける住民の目線に立って、抜本的な改善や見直しを行うこと。

の共有化を促進し、各部門で保有している行政情報のデータベースの共有、活用を進め、システム構築費用の削減、保守費用の削減という観点からマルチベンダ²²という概念を発展させた、福岡県において構築された福岡県電子自治体共通化技術標準(共通基盤)や総務省が提唱する次世代地域情報プラットフォームを検討している APPLIC が推進する地域情報 PF 等の考え方について、検討してきました。

本市としては、この中で、総務省が推奨し、全国の地方公共団体において導入の動きが進んでいる地域情報 PF の考え方を採用し、合併時にシステム連携基盤である共通基盤システムを導入しました。

今後は、この共通基盤システムを活用し、業務システムの容易な連携や情報の 共有化を行うため、地域情報 PF に準拠した各種情報システムへの更改、構築を 行います。

また、調達プロセスの改善に当たっては、システムの品質向上、トータルコストの低減や適正なスケジュール管理などが必要不可欠であり、そのためには、以下の点に留意する必要があります。

- ① 統一した調達プロセスの確立
- ② 民間企業の活用(構築システムに対する情報提供)
- ③ システム入れ替えサイクルを通したコスト管理の徹底
- ④ 価格競争だけに偏らない導入方式の採用によるシステムの品質向上

本市においては、これらの内容を踏まえた久喜市 I C T 調達ガイドラインを策定し、システム調達の適正化に向けた取組みを行っています。

取組内容		スケジュール					
以祖 内 谷	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	関係課	
情報システム再構 築計画の見直し	実施		検討・	実施		管財課 関係各課	
共通基盤システ ムの更改	準	備・実施		検討		管財課 関係各課	
住民情報システ ムの更改	準備・実施		検討		準備	管財課 関係各課	

19

²² マルチベンダ:複数の企業の製品から優れたものを選んで組み合わせ、システムを構築すること。

④職員ポータルサイトの構築

市民サービスを合理的かつ、迅速に行うため、職員ポータルサイトの構築が必要となりますが、現在は、セキュリティ上の問題から市民サービスに係るシステムと内部事務を行うシステムは一部を除き別のネットワークで構築しており、統一した職員ポータルサイトは構築していません。

職員ポータルサイトをはじめ、セキュリティレベルを保った状態で、事務の効率化を図るような手段を検討します。

取組力容		担当課					
取組内容	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	関係課	
職員ポータル サイトの検討		検討・適時実施					

⑤電子入札の拡充

本市は、公共工事等に係る入札の透明性・客観性・競争性を向上し、併せて入 札参加資格申請の利便性向上を図るため、埼玉県及び県内自治体で共同運用する 「埼玉県電子入札共同システム」に参加しており、平成23年度から同システム を利用した模擬入札を継続的に実施し、また、平成23年度及び平成24年度に は実施対象を限定して、電子入札を実施しました。

今後も、建設工事等を対象に、同システムを利用した電子入札を段階的に拡大します。

职组办家		担当課				
取組内容	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	関係課
電子入札の拡充	実施					契約検査課

⑥電子決裁の導入検討

合併により市域が拡大したことから、本庁、総合支所、出先機関等の決裁に要する時間短縮を図り、行政の迅速な意思決定を実現するため、電子決裁の導入を検討します。

文書決裁を電子化する電子決裁では、用紙節約による省資源、保存文書の減少に よる省スペースが期待できるとともに、決裁文書の滞留防止や決裁状況の把握がで きるなどのメリットがあります。

今後、検討に当たっては、文書管理システムの導入や既に導入済みの財務会計システム及び人事給与システムなどとの連携を考慮する必要があります。また、秘匿性の高い文書の取り扱い、図面を添付する案件の審査などの運用上の取り扱いに関することのほか、情報公開制度や公文書館制度などとの整合性も考慮する必要があります。

取织内态		担当課				
取組内容	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	関係課
決裁事務 の電子化 検討			適時須	€施		庶務課 公文書館
○ ○ 元 1 □						関係各課

(3)情報セキュリティ対策の推進

個人情報の漏えいや事故による情報の消失等を防止するため、また、リスクマネジメントの見地からも、情報資産の管理状況を検証し、情報資産の適正な取扱いを徹底するなど、「久喜市情報セキュリティポリシー²³」に基づき、情報資産への脅威、脆弱性などへの各種対策を実施します。

①情報セキュリティ対策の充実

本市の各情報システムが取り扱う情報には、個人情報のみならず行政運営上重要な情報など、外部への漏えい等が発生した場合には重大な結果を招く情報が多数含まれています。これらの情報を取り扱うネットワーク及び情報システムの運用は、高度なセキュリティポリシーに裏付けられたものでなければなりません。

本市においては、平成16年3月に久喜市情報セキュリティポリシーを策定、 また、平成23年3月の合併時に新市の久喜市情報セキュリティポリシーを策定 し、運用しています。

情報セキュリティポリシーでは、情報資産に関する業務に携わる全ての職員等及び外部委託事業者に対し、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに業務の遂行に当たっては情報セキュリティポリシーを順守する義務を負うこととしており、研修等を通じて、引き続きセキュリティレベルの維持・向

²³ **情報セキュリティポリシー**:組織内の情報セキュリティを確保するための方針、体制、対 策等を包括的に定めた文書のことであり、「基本方針」と「対策基準」の総称のこと。

上に努めます。

対策の充実に当たっては、次の項目に留意します。

- i 情報セキュリティポリシーに基づく実施手順は、新たな業務システムを構築する場合だけではなく、定期的に関係手順書等の見直しを実施する必要があります。
- ii 情報漏えい・不正侵入対策のため、セキュリティ監査を隔年で実施しており (※監査内容は非公開)、セキュリティレベルの維持・向上に努めています。今後も引き続き、監査を実施することで、セキュリティレベルの維持に努めていく必要があります。
- iii 技術的な面からの監査だけではなく、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認や情報セキュリティ対策の評価、見直しのため、内部機関の相互監査、外部機関の監査を受け、適切な運用が図られているかを確認していくことも重要となります。

なお、情報セキュリティ対策は、これまで事故(情報漏えい等)が起こらないように予防対策を行っていましたが、「完全な情報セキュリティ対策はなく、事故は必ず起こる」という前提で、事故が起きた後の対応等についても事前に検討し、シミュレーションを進めていくことが重要となります。

取织内容		担当課				
取組内容	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	関係課
情報セキュリティ 対策の推進			実施			全課

②教育機関のセキュリティ対策の推進

教育現場の情報化によって、各種情報の分析や共有化により、今まで以上に細部まで行き届いた学習指導や生徒指導などの教育活動が実現できるなど、ICTを有効に活用して、よりよい教育が実現できると考えられています。

本市においても、教育現場の情報化が進み、全ての教職員へのパソコンの配置などにより、パソコン等が行政系ネットワークに接続している台数を超える大きなネットワークとなっており、教育情報ネットワークのセキュリティ対策の向上を図る必要があります。

そこで、個人情報の漏えいをはじめとした情報セキュリティ関連事故を防ぐために、技術的な対策はもちろんのこと、研修等により教職員と児童生徒のセキュリティ意識向上に努めます。

なお、児童・生徒がインターネット等にかかる事件(情報トラブル)に巻き込

まれることなく、安全な情報技術の使い方が身に付けられるよう、情報モラル²⁴ やマナーを指導し、情報活用能力²⁵の向上を図ることも重要と考えています。

取組内容		担当課				
双祖内谷	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	関係課
教育機関のセキ						指導課
ュリティ対策の		実施				
推進						関係各課

③ASP・SaaS・iDC・自治体クラウド等の検討

情報セキュリティ対策としては、地震、火災、テロなどによる市役所、情報システムへの被害も想定する必要があり、また、インターネット等を利用した市民サービスを提供するためには、24時間365日の運用を行うための環境整備が必要となります。

特に、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による東日本大 震災では、津波により建物ごと行政機関が破壊され、行政機関の所有する情報が 喪失された被災地もありました。

本市の情報システムや情報資産を災害などの脅威から守り、市民サービスの提供を安定して行うためには、外部に整備されているiDCの活用や、事業者のサービスを利用するASP(Application Service Provider)・SaaS(Software as a Service)、総務省で推進している自治体クラウドなどの導入も視野に入れ、対災害性や情報セキュリティ対策が高いとされている外部データセンターや専用ネットワークのほか、ネットワークのバックアップ回線や復旧方法について、総合的に調査研究し、検討します。

取組由家		担当課				
取組内容	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	関係課
自治体クラウド 等の検討			管財課 関係各課			

²⁴ 情報モラル:情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度のこと。

²⁵ **情報活用能力**:コンピュータやネットワーク等を活用して情報やデータを扱うための知識 や能力のこと。情報リテラシー(Literacy)。

久喜市情報化推進計画

【発行日】 平成25年3月

【発 行】 久喜市

【編集・問合せ先】

〒346-8501 久喜市下早見85-3

久喜市 財政部 管財課

電 話:0480-22-1111

F A X: 0480-22-3319

E メール: kanzai@city.kuki.lg.jp